



認可外保育施設集団指導  
(居宅訪問型保育事業(個人事業主))  
～指導監督基準解説編～

豊島区 子ども家庭部 保育課  
保育指導グループ

# 立入調査・集団指導の目的

- ▶ 児童福祉法第59条に基づく、指導監査の一環
- ▶ 児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認

指導監督基準及び評価基準に定められた調査項目全般にわたって、効果測定への回答及び提出書類の確認等により、基準への適合状況を確認する。

## 豊島区の認可外保育施設指導監督基準等

- ▶ 豊島区ホームページに掲載

(<https://www.city.toshima.lg.jp/548/kosodate/kosodate/hoikuen/chiikigata/2212161826.html>)

☞ 豊島区> ホーム > 子育て・教育・若者 > 保育 > 保育施設の指導検査・監督に関すること > 認可外保育施設に対する指導監督について

- 豊島区認可外保育施設に対する指導監督等要綱
- 別表第1 認可外保育施設指導監督基準
- 別表第2-4 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設(複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。)の評価基準
- 豊島区認可外保育施設に対する指導監督等要綱実施細目

※法令改正等により適宜改正あり

## 立入調査の流れ

①【区】設置届・運営状況報告等により施設の状況把握



②【区】立入対象事業者への実施通知を送付



③【区】立入調査の実施



④【区】調査結果を通知



⑤【設置者】改善状況報告書の提出(原則30日以内)



⑥【区】改善状況報告書の確認・再指導等

居宅訪問型保育事業者に対しては、立入調査に代えて集団指導を実施します。

⑥で改善されない場合など



特別立入調査を行う場合があります。

## 特別立入調査

- 死亡事故等の重大事故が発生した場合
- 児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合(こうしたおそれにつき、通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等を含む。)
- 利用者等から苦情や相談が寄せられている場合等で児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合 等



特別立入調査実施

## 特別立入調査の流れ

- ① 【区】 特別立入調査の実施
- ② 【区】 調査結果を通知
- ③ 【設置者】 改善状況報告書の提出
- ④ 【区】 改善状況報告書の確認
  - ↓ 改善されない場合
- ⑤ 【区】 改善勧告
- ⑥ 【区】 改善状況報告書の確認
  - ↓ 勧告に従わない場合
- ⑦ 【区】 公表
  - ↓ 弁明の機会の付与・区児童福祉審議会へ意見聴取
- ⑧ 【区】 業務停止命令又は施設閉鎖命令

### 【著しく不適正な場合】

- ・ 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
  - ・ 著しく利用児童の安全性に問題がある場合 等
- ⇒①から②～④を経ずに、直接⑤へ行くことがあります。

### 【緊急を要する場合】

- ・ 児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合 等
- ⇒①から②～⑦を経ずに、直接⑧へ行くことがあります。

児童福祉法  
第59条第3項  
から6項

## 集団指導における主な指摘事項 【令和3年度東京都より】

| 指摘事項   | 指摘率(指摘数/集団指導受審数) |
|--|------------------|
| <p><b>保育に従事する者に関する研修を受講していない。</b><br/>☞保育に従事する者の人間性と専門性の向上のため、定期的な研修の受講が必要です。</p>  | <b>76.5%</b>     |
| <p><b>救命講習を受講していない。</b><br/>☞消防署主催の講習やテーマ別研修の他、心肺蘇生の実習がある講習を定期的に受講する必要があります。</p>   | <b>68.4%</b>     |
| <p><b>必要な資格、研修の受講がない。</b><br/>必要な資格として有効でない。<br/>受講している研修が必要な研修として有効でない。<br/>☞保育士又は看護師の資格があるか、居宅訪問型保育研修や子育て支援員研修「地域保育コース」等の研修を修了していることが必要です。</p> | <b>27.3%</b>     |

## 保育に従事する者及び資格について

### ▶ <保育に従事する者の数>

原則、1人に対して乳幼児1人

評価基準1-(1)

※保育している乳幼児が兄弟姉妹とともに利用している場合で、保護者が契約において同意しているときは例外とする。

※保護者の同意は書面やメール等で記録を残す。

### ▶ 保育に従事する者の資格

評価基準1-(2)

有資格者とは・・・保育士又は看護師

※都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者を含む。

(例)居宅訪問型保育基礎研修、子育て支援員研修(地域保育コース)、認可外の居宅訪問型研修、(公社)全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修、認定ベビーシッター資格取得に関する科目の履修 など



## 防災上の必要な措置について

評価基準3、4

### ▶ 非常災害に対する措置

地震、火災等の災害発生時における対処方法について検討及び実施をしているか。

例えば、

- 避難経路や消火用具の場所の確認
- 事前に保護者と避難場所や引き渡しについて確認をするなどの、非常災害発生時を想定した配慮をする。

## 豊島区の保育について

### ■ 豊島区子どもの権利条例

豊島区では平成18年に豊島区子どもの権利に関する条例を制定しました。これは子どもの権利の内容を明らかにし、子どもの権利を守り、成長を支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的としています。

### ■ 豊島区保育の質ガイドライン

豊島区では豊島区全体の保育の質をより一層高めていくために、豊島区保育の質ガイドラインを平成31年3月に作成しました。

それぞれの保育施設等において『豊島区の特徴を活かした保育を実践しつつ、自分のこと、友だちのこと、そして豊島区のまちや人が大好きだと思える子どもを育てる保育』を目指しています。



## 保育内容について①

評価基準5-(1)

### <主な調査事項>

- 保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。  
(以下の事項について理解し、配慮した保育をしているか。)
- 子供の発達の特徴や発達過程等に関する事項
- 乳幼児への養護的な関わり(授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等)に関する事項
- 子供の遊び等に関する事項 等

## 保育内容について②

評価基準5-(2)-a

- ▶ 保育に従事する者の人間性と専門性の向上

保育にあたっての基本姿勢を理解しているか。十分に組み合わせているか。

(乳幼児への愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等)

- ▶ 保育に従事する者に関する研修を受講しているか。

保育従事者の質の向上のため、定期的に研修を受講してください。

(例)公益財団法人東京都福祉保健財団が主催する認可外保育施設職員テーマ別研修など

## 保育内容について③

評価基準5-(3)

### <保護者との連絡等>

- ▶ 保育者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施をしているか。  
連絡帳又はこれらに代わる方法により、保護者からは家庭の様子、保育従事者からは保育中の乳幼児の様子を連絡する等、可能な限り保護者と密接な連絡を取ることを心がけてください。
- ▶ 保護者の緊急連絡先を把握しているか。  
かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握しているか。

## 乳幼児の人権に配慮した保育内容①

評価基準5-(2)- b

- ▶ 乳幼児の人権に対する十分な配慮がなされているか。

乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱しめることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮してください。

**遊びの一環、寝かしつけのため、しつけのためと称するか否かを問わず、  
児童に身体的・心理的苦痛を与えてはいけません。**

評価基準5-(2)- c

- ▶ 児童相談所等の専門的機関との連携

- ・虐待等不適切な養育が疑われる場合

⇒児童相談所等の専門的機関へ通告しているか。

- ・心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合

⇒専門的機関に対し適切な連絡に努めること。

## 乳幼児の人権に配慮した保育内容②

### <虐待・不適切な保育に関する事例>

#### ▶ 令和2年6月

保育者が、女子児童の下半身をさわったとして、強制わいせつ容疑で逮捕

#### ▶ 令和3年10月

保育者が、乳児が横たわっているベビーラックを、何度も前後に激しく揺さぶるという報道があった。

#### ▶ 令和4年8月

保育者が、男児児童の下半身をさわる行為やスマートフォンで撮影する行為をして、強制わいせつ罪等で懲役20年の有罪判決

## 乳幼児の人権に配慮した保育内容③

### 虐待・不適切な保育に関する事例

#### <身体的な虐待・乱暴なかかわり>

- ▶ しつけと称して、児童の頭や頬を叩く、突き飛ばす、頭を小突くなどの暴力を振るう。
- ▶ 食事の際に無理やり口にご飯を入れる。
- ▶ 寝かせつけるときにパンパンと音がするほど強く叩く。
- ▶ バウンサー・ベビーラックを激しく揺らす。
- ▶ 児童の腕や衣服などを掴んで引っ張る。



## 乳幼児の人権に配慮した保育内容④

### <心理的な虐待・人格を尊重しないかわり>

- ▶ 「お前」、「ばか」、「かわいくない」など、人格を無視した言葉や傷つけるような言葉を投げかける。
- ▶ 「早く寝てよ」、「○○しなさい」など、物事を強要するような言葉を投げかける。
- ▶ 「おやつ抜きにするよ」など、罰を持ち出して脅すような言葉を投げかける。
- ▶ 大きな声を出したり、おもちゃや食器などを児童の前に強く置くなどして大きな音を出し、児童を萎縮させる。

## 乳幼児の人権に配慮した保育内容⑤

### <性的な虐待例>

- ▶ 児童を裸にして保育者が、個人的に児童の写真をとる。
- ▶ 午睡中に、児童に添い寝をして、児童の下半身に触るなど、わいせつ行為をする。
- ▶ 着替えや排せつ介助の際に、性器に触るなど、わいせつ行為をする。
- ▶ 愛情表現やスキンシップと称して、児童の体を撫でまわす、キスをする、一方的に長時間抱きしめ続けるなどの行為をする。

### <ネグレクトの例>

- ▶ 汚れたオムツを替えずそのままにする。
- ▶ ベビーベッドやサークルに児童を入れたまま放置する。
- ▶ 食事の量を極端に減らす。

# 給食について

## <衛生管理の状況>

食器類やふきん、哺乳瓶等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であるか。

評価基準6-(1)

## <食事内容等の状況>

- ・ ミルクを与えた後にゲップをさせる、離乳食摂取後の状況に注意を払っているか等、乳児に対する配慮が適切に行われているか。
- ・ アレルギー疾患等を有する乳幼児等に対して適切な対応が行われているか

評価基準6-(2)

食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払ってください。

## 健康管理・安全確保について①

### <乳幼児の健康状態の観察>

評価基準7-(1)

- 預かりの際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。  
⇒視点としては、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等
- 引き渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。  
保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。

## 健康管理・安全確保について②

### <職員の健康診断>

①健康診断を1年に1回受けているか。

評価基準7-(2)

②検便を実施しているか。

▶ 食事の提供(調理)や調乳を行う場合は、検便を実施してください。

▶ 検査結果は適切に保管してください。

評価基準7-(3)

### <感染症への対応>

手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策を講じているか。

## 健康管理・安全確保について③

評価基準7-(4)

### ＜乳幼児突然死症候群に対する注意＞

- ・睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。

※睡眠チェックは、0、1歳児⇒5分毎、2歳児⇒10分毎、3歳児以上15分毎を目安に行い、その様子を記録すること。

- ・乳幼児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。

※医学上の理由からうつぶせ寝を行う場合は、利用時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。

- ・保育中は禁煙を厳守しているか。

## 健康管理・安全確保について④

評価基準7-(5)-a,d,e

### <安全確保>

以下の事項について理解したうえで、十分に取り組んでいるか。

- ・ 事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構え
- ・ 保育を始める前の玩具、遊具等、室内の安全確認
- ・ 室内、室外の安全確認
- ・ ケガや急病等における応急手当の方法(実践)
- ・ 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等
- ・ 事故発生時における対処方法及び連絡体制
- ・ 事故発生後における詳細な内容等の報告

(参考)  
ヒヤリ・ハット調査「誤飲等  
による乳幼児の危険」調査報  
告書

令和3年6月 東京都生活文化  
局(東京くらしWEB)

## 健康管理・安全確保について⑤

### <主な調査事項>

- ・ 事故発生時に適切な救命処置ができるように定期的の実技講習を受講しているか。

評価基準7-(5)-g

- ▶ 定期的に心肺蘇生法等の実技講習を受講してください。受講証や研修修了証により確認します。

- ・ 賠償責任保険等に加入するなど、事故に備えているか。

評価基準7-(5)-h

- ▶ 賠償すべき事故が発生した場合に、損害補償を速やかにできるように備えてください。



## 健康管理・安全確保について⑥

評価基準7-(5)-i,j,k

### <安全確保(事故発生時の記録・報告)>

- ・ 事故発生時には速やかに当該事実を豊島区に報告しているか。

⇒死亡事案、重傷事故事案、食中毒等重大な事故が生じた場合、所定の様式で報告してください。(豊島区認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目第4条第2項)

- ・ (事故が発生した施設において) 当該事故の状況及び当該事故に際してとった処置について記録を残しているか。

- ・ (死亡事故等の重大事故が発生した施設において) 当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられているか。

# 利用者へのサービスに関する提示

利用者へサービスに関する内容の提示をしているか。

評価基準8-(1)

▶ 利用者に対し、サービス内容に関する提示が必要な項目(14項目)を書面等により提示してください。

## 提示が必要な項目(抜粋)

- ▶ 事業を開始した年月日
- ▶ 資格の保有状況
- ▶ 研修の受講状況
- ▶ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ▶ 虐待防止のための措置に関する事項

## サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付及び説明

評価基準8-(2)

- ・ サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付を行っているか。
- ▶ 利用者に対し、契約内容として書面等による交付が必要な項目(8項目)を書面等により交付してください。

### 書面等による交付が必要な項目(抜粋)

- ▶ 提供するサービスの内容
- ▶ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ▶ 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容

評価基準8-(3)

- ・ サービス利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明を行っているか。

## 備える帳簿

### <個人事業主の場合>

- ・利用乳幼児に関する書類等の整備

以下の項目について、確認できる書類が備えられているか。

評価基準9-(1)

|     |    | 項目   |      |                         |
|-----|----|------|------|-------------------------|
| 乳幼児 | 氏名 | 生年月日 | 健康状態 | 乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類 |
| 保護者 | 氏名 | 連絡先  |      |                         |

## 設置者の経営姿勢等

評価基準10-(1)

### <保育に対する姿勢>

- 保育従事者の確保や保育内容に対して、利益を優先させていないか。
- 保育の充実のために、関係法令及び基準を遵守し実行する、真に積極的な姿勢であるか。
- 保育サービスを実施する責任者として適切な対応行っているか。

## 今後の流れ

①本動画を含めた2つの動画を視聴

- ▶ 指導監督基準解説編
- ▶ 事故防止について



②効果測定を実施通知指定の期日までに提出してください。



③効果測定の提出後1~2ヶ月程度で集団指導の結果通知を区より郵送にてお送りいたします。



④結果通知に、改善を要する事項(指摘)がある場合、通知を受け取り後30日以内に「改善状況報告書」の提出をお願いいたします。

**子どもを預かることは、命を預かる大変責任の重い仕事であることを十分認識し、事業を行ってください。**

～ご視聴ありがとうございました～